

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成27年 12月15日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年 12月15日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年 12月15日 午後1時17分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠	
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月15日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第2 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 請願第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 閉会中の継続事件

平成27年12月15日（第4回）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第103号から日程第5 議案第107号までの5件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）。

議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第103号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第104号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第105号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第106号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第107号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第103号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第104号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第105号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第106号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第107号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 発議第3号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発議第3号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第3号について、討論はありますか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

安全保障法制の廃止を求める意見書案の提出に賛成の立場で討論を行います。

その際に、今回の安全保障法制の廃止等を求める意見書案について、再度この案を読ませてください。

安全保障法制が9月19日未明の参議院本会議において採決に付され成立した。これに先立つ17日の参議院特別委員会においては、総括質疑が省略される中、議事経過を速記録に録取するのが困難なほど騒然とした状況下で採決手続きが強行された。

本法制は、圧倒的多数の憲法学者に加え、歴代の内閣法制局長官及び元最高裁判所長官を含む元最高裁判所判事らから、憲法の基本原理である恒久平和主義や立憲主義に反するとの指摘が相次ぎ、後方支援の拡大や武器使用権限の拡大についても、憲法に明確に反するとの

指摘が相次いだ。

今法制が立憲主義破壊の違憲立法であることが明白であり、参院可決後の各種世論調査でも国民の6割前後が今回の採決に反対の意思を示している。本法制については、国会審議が重ねられるほど、国民の反対や疑問の声が増大した。学生、研究者、子を持つ母親等、各界、各層で総意あふれる抗議行動や意見表明が全国、各地で行われるに至っている。

これに対して政府は、国会の内外において憲法上の問題について、今もって整合的な説明をしていないばかりか、本法案の必要性についても明確な説明がなされていない。

本法案のデメリット、例えば、かえって戦争やテロに巻き込まれるリスクが高まるのではないかといった不安や懸念に対してもいまだ説得的な説明はなされていない。こうした状況下で、本法制の採決が強行されたことは、立憲主義、民主主義、平和主義を真っ向から否定する暴挙であり断じて許されない。

よって、当町議会は政府に対して、係る暴挙に強く抗議すると共に、本法律の廃止及び必要な法改正を強く求める、これが意見書案の中身です。

いま読んだとおり、正に憲法違反の法案が強行採決されたということに対して、委員会付託されましたが、私は賛成の立場で意見を申しましたが、反対の意見は一言もありませんでした。これだけ重大な問題について一言も意見を話さないで否決するということは、絶対に許されるものではないというふうに思います。

よって、私は安全保障法制の廃止等を求める意見書の提出について賛成をいたします。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書を採決します。

本案に対する委員長報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。

よって発議第3号は否決されました。

次に進みます。

日程第7 請願第1号を議題とします。

本請願は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願。

本委員会は、12月2日に付託された上記の請願を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願について、賛成の立場で討論を行います。

10月5日に環太平洋連携協定（TPP）交渉が大筋合意したという閣僚声明が発表されました。

我が党は、大筋合意が発表されたその日に、志位委員長の談話で、TPPからの撤退、調印中止を求めるという談話を発表しました。

安倍内閣が発表した大筋合意では関税分野について、10月5日内閣官房TPP政府対策本部、TPP協定の概要で、重要5品目（コメ、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物）の交渉結果を明らかにしたのに続いて、工業製品、農林水産物分野を含めて次々と追加発表を行い、ほぼ全容があきらかにされています。

その内容は、国会決議で聖域とした重要5品目での関税撤廃等が含まれており、決議違反であることは正に明らかです。

地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品安全、知的財産権など、国民の生活、営業に密接に係わる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認することはできません。

よって、この意見書を提出することに賛成いたします。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」少数）

挙手少数です。

よって請願第1号は不採択することに決定しました。

次に進みます。

日程第8 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 久保田 正 之

議員 岡 崎 邦 博